

今後の議論の進め方について

健康診査等指針（※）の趣旨を踏まえて、健康診査等専門委員会においては、それぞれの健康増進事業実施者が適切な健康増進事業の実施を検討する際に参考とするため、健診のあり方や健診項目に関するエビデンスを収集・分析結果を取りまとめる。

健診項目に関するエビデンスの収集・分析等については、専門的な事項であるので、別途検討会を設置し、研究班や有識者による専門的な検討を行うこととする。

※健康増進事業者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号）

健康診査等専門委員会

第 1 回（平成 27 年 11 月）

〔有識者からのヒアリング
・ 健診のあり方について〕

↓（以降、定期的開催）

平成 28 年半ば

〔中間取りまとめ
（検討会の内容を反映）〕

↓

平成 29 年半ば

〔報告書まとめ
… 指針等の見直し〕

検討会

第 1 回（平成 28 年 1 月頃）

〔研究班からのヒアリング
・ 健診項目の有効性〕

↓（以降、定期的開催）

平成 28 年半ば

〔健診項目に関するエビデンス
の取りまとめ〕

